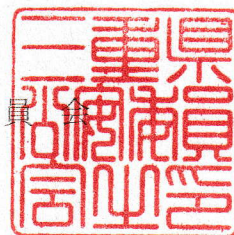


三公委指発第 17 号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、
同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴
聞を次により行う。

令和 7 年 9 月 8 日

三重県公安委員



記

- 1 聴聞の期日 令和 7 年 9 月 30 日 午後 1 時 30 分開始
- 2 聴聞の場所 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部1階 意見の聴取室